

国立情報学研究所学認クラウド 導入支援サービス規程

〔平成28年9月15日〕
制 定

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）が提供する「学認クラウド 導入支援サービス」（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本サービスは、機構の研究機関である国立情報学研究所によって企画・管理・運営の全般が行われている。

(サービスの定義)

第2条 本サービスは、クラウドサービスを導入・利用または提供するための支援サービスをいい、次の各号に掲げるサービスで構成される。

- 一 セミナー実施など、クラウドサービスを導入・利用促進するための啓発活動
- 二 クラウドサービスを導入・利用するためのチェックリストの提供
- 三 クラウドサービスを導入・利用するための個別相談
- 四 大学・研究機関向けクラウドサービス拡充のためのニーズの集約と共有
- 五 その他、クラウドサービスを導入・利用または提供するための支援サービス

(利用者)

第3条 本サービスの利用者は、クラウドサービスを導入・利用する「サービス利用機関」と、サービス利用機関に対してクラウドサービスを提供する「サービス利用事業者」の2種類とする。

2 サービス利用機関は次の各号に掲げる者とする。

- 一 大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、大学共同利用機関等
- 二 国公立試験研究機関並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等
- 三 学会、学術研究法人及び大学に相当する教育施設等
- 四 その他、機構が適当と認めた機関等

3 サービス利用事業者は次の各号に掲げる者とする。

- 一 クラウドサービス事業を行っている者
- 二 その他、機構が適当と認めた法人等

(サービスの内容)

第4条 サービス利用機関は、第2条各号に掲げる本サービスを受けることができる。

2 サービス利用事業者は、第2条一号、四号および五号に掲げる本サービスを受けることができる。

(利用の申請)

第5条 利用者となろうとする者は、別途定める機構所定の様式により、利用の申請を行うものとする。

2 機構が前項の申請を承認することにより、申請を行った者は利用者となる。承認は、機構の完全な裁量によるものであり、機構は、承認及び不承認の判断について一切の説明義務を負わない。

(利用に当たっての遵守事項)

第6条 利用者は、利用に当たって次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営利を目的とした利用を行わないこと。ただし、サービス利用事業者が、機構が認める範囲において、サービス利用機関に対して自己が提供するクラウドサービスに関する情報を提供することは除く。
- 二 著作権を侵害しないこと
- 三 プライバシーを侵害しないこと
- 四 著作権者等の定める使用条件に違反しないこと
- 五 公序良俗に反する行為をしないこと
- 六 特定の個人や団体を誹謗中傷しないこと
- 七 本サービスの運営に支障を来す行為をしないこと
- 八 その他、機構の定める事項

(利用停止等)

第7条 機構は、前条の規定に違反し、又はその他の理由により必要と認める場合、利用者に対して、その利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(届出)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項に該当する理由が生じた場合は、別途定める機構所定の様式により、速やかに機構に届け出るものとする。

- 一 利用を終了するとき
- 二 第5条の申請に際して届け出た事項に変更が生じたとき

(調査・協力)

第9条 機構は、利用者に対して、本サービスの利用状況、運用実態または不正行為に対する情報収集等についての調査・報告を求めることができるものとし、利用者は、調査・報

告の求めを受けた場合には、速やかにこれに協力するものとする。

(チェックリスト)

第10条 機構は、クラウドサービスの内容に関するチェックリストを策定し、サービス利用事業者に対して回答を求めるものとする。

2 サービス利用事業者は、チェックリストに対して誠実に回答を記載するものとする。

3 機構は、前項の回答結果を、機構が適当と認めるサービス利用機関に提供することができる。

4 機構は、前項の回答結果の真偽等について、確認する義務を負わないものとし、サービス利用機関が実際にクラウドサービスを調達するにあたり、前項の回答結果を利用する場合には、サービス利用機関の責任において、サービス利用事業者からの必要情報の収集等を別途行うものとする。

(情報の取扱い)

第11条 利用者は、本サービスによって提供された情報の利用を自身の組織内に限定し、第三者には開示しないものとする。

2 機構は、本サービスの実施を通じて得られた情報について、サービス利用機関名、サービス利用事業者名及び個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）第2条第2項に定義される情報）を除いたうえで、自由に利用・公開できるものとする。なお、サービス利用機関及びサービス利用事業者に了承を得た場合は、サービス利用機関名及びサービス利用事業者名も利用・公開することができるものとする。

(免責)

第12条 本サービスは、サービス利用機関がサービス利用事業者からクラウドサービスを調達する端緒となる情報を、サービス利用機関とサービス利用事業者の双方が円滑に得られることを目的とするものであり、機構は、情報の正確性等について一切の保証をしない。また、クラウドサービスの調達に関して、両者の間に契約が成立したことまたはしなかったことについて、機構は一切の責任を負わないものとする。

2 機構は、利用者等に生じた以下の紛争・損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

一 本サービスを通じて利用者間または利用者と第三者の間に生じた紛争・損害等

二 本サービスの提供の終了によって生じた紛争・損害等

(改訂等)

第13条 機構は、必要に応じてこの規程を改訂し、機構が相当と判断する方法で利用者に

通知する。特別の指定がない限り、通知の時から改訂後の規程が適用されるものとする。

2 この規程の準拠法は日本国法とする。また、本サービスに関する紛争の第一審専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月15日から施行する。